

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 南方連絡事務所報告（報告）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-04 キーワード (Ja): 南方連絡事務所, 総理府特別地域連絡局, 請願権, 外資導入 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43509">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43509</a>

1. 沖繩住民，請願叔

請願権について当方で各方面に照会して大体的現状を  
おしめしております。国会答弁資料はこの原簿の85ページの  
部分をおしめたいと思っておりますのでお調べ下さい

参考資料

### 沖縄住民の請願権について

40.2.15

#### (1) 請願権についての憲法上の規定

##### 憲法第16条

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、

命令又は規則の制定、廢止又は改正その他

事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何

人も、かかる請願をしたためにいかなる差別

待遇も受けない。

#### (2) 請願に関する法律

##### (i) 一般法

総 理 府

### 請願法 (昭和22.3.13 法律13号)

#### (ii) 特別法

(1) 国会法 (昭和22.4.30 法律77号)

(2) 地方自治法 (昭和22.4.17 法律67号)

#### (3) 請願権の性質

「請願権の行使は国に対し単なる受理の義務

を課しているだけであるから、この権利は国民

が国の機関として国の公務を行う権利である

参政権とは性質を異にしている。なお請願

はその目的あるいは内容の如何を問わず、

単に希望の表示にすぎず、また外国人にも

自己の生活を営む社会である国に対して希望

総 理 府

をうべうる利益を享有させることには別段の

支障もなく、-----「何人」に対しても与えら

れている権利であり「日本在任の外国人にも

憲法第16条が適用される。」

(昭24.4.28.法務庁調意発オ26号、  
参議院法務局長から法務調査意見長官回答)

(4) 請願権の行使方法

(i) 請願法

第28条 請願は、請願者の氏名(法人の場

合はその名称)及び住所(住所のない場合

は居所)を記載し、文書でこれをしなければならない。

ならない。

第39条 請願書は、請願の事項を所管する官

公署にこれを提出しなければならない。

(ii) 国会法

第79条 各議院に請願しようとする者は、議

員の紹介により請願書を提出しなければならない。

ない。

第80条 請願は、各議院において委員会の

審査を経た後これを議決する。

(iii) 地方自治法

第124条 普通地方公共団体の議会に請願

しようとする者は、議員の紹介により請願書を

提出しなればならない。

(注. 地方公共団体の議会以外の官公署に請願し

ようとする場合は請願法による。——自治省行

政局. 行政課)

(5) 請願をなしうる者

(i) 日本本土に居住する者である限り、自然人たる

と法人たるを、日本人たるを外国人たるを

問わぬ。この点については異論を見ない。

(ii) 沖縄住民は日本本土にくれば当然請願

をなしうるし、沖縄居住のまゝでも請願法等の

定める要件を備えれば請願をなしうる。

(iii) 沖縄の法人 団体も請願をなしうること

自然人の場合と異ならず、受理して処理され

た先例もある。

(iv) 琉球政府(行政府)及び琉球立法院が

請願をなしうるかについては、内閣法制局は

否定的見解である。一方衆議院の法制局

及び請願課は、むしろ肯定的見解である。

請願の対象たる事項は、わが国の権力の及

ぶ範囲内にありかつ、わが国が独立に処

理することのできる事項であれば良いということ

を理由とする。(なお、わが国においては、地方

連  
断  
で  
な  
す  
可  
し

公共団体の議会は国会(各議院)に対して  
請願をないうる)

(V) 琉球立法院は、「請願」の用語を用いて、

日本政府、国会にあてた決議をしばしば行

なっている。但し、これらの請願決議が正式

経路を通じて伝達されてきた事例は左いよ

うに思われる。(昭和28年に恩給特例法制定の際

立法院の感謝決議(昭和28年8月5日立法院

決議オ12号)が、衆参両院議長 内閣総理

大臣、大蔵大臣、南方連絡事務局長あて送付され

てきた事例はある。

琉球政府章典オ35条オ1項によれば、「琉球

政府は、琉球列島米国民政府を通じない限り、外交

事務を行うことはできない」と規定されている。

仮りに、琉球政府或いは琉球立法院の請願が

認められるとしても、前記章典の建前上、直接請願

を提出することは許されなから、外交ルートを通じて

伝達されていなければならぬと考える。しかしな

から、このことは、琉球政府や琉球立法院の請

願決議等を新聞や他の非公式ルート(例えば南連を

通じて)によって知り得たした場合に、日本政府が全く

無関係のこととして看過することを意味するものではない。

沖縄住民の請願権

一 請願権については、憲法第十六條の規定によつて、  
何人も、平穩に請願する權利を有し、  
し」とあるところから、日本本土(日本統治権の及ぶ領域)に在在する外国人についても、  
憲法第十六條が適用されると解されている。こゝ  
と異つては殆んど異論のないところであり、先例  
の取扱もさうなっている。従つて、沖縄住民が  
日本本土に渡航してきても、請願をするに  
この要件を具備すれば、国会に対して、また  
内閣に対して、請願の權利を有することは当然と解

する。

二 問題は、自然人以外の法人、各種団体（政党を含む）、琉球立法院、琉球政府に請願権ありやというものである。

日本本土において、法人に請願権あることは、請願法第三条に明文の規定がある。各種団体についても類推できる。而して本土の各府県議会の請願も国会において受理されてゐることからして、日本本土の場合には疑問の余地なく請願権ありということができる。

沖縄現地居住の琉球住民からの請願も



従来国会において採扱さ小ているのが現状であるが、この場合日本国の統治権に服している訳ではないので、憲法の効力が当然に及んでいないからといって疑いの余地がないではない。

請願の権利について考えてみると、その性格は、公の利益に対し希望を表明乃至同陳するに止り、請願の内容について審理し、何等かの判定を求め、権利を包含するものでなく、受理さ小ければその目的を達するものなりである。この字

訴訟や請願と異なる。また請願者に対し、何らその回答又は判定を与えることは要せずもない。請願権の行使は国に対し、單なる受理の義務を課しているものと解しうるだけである。この点からすれば、沖繩住民が日本国籍を有すること、沖繩が日本の領土であり、觀念的潜在的には日本国憲法も沖繩に適用されていると考ふる余地があることなどを考慮し、外国人に対しても認めらわれない請願権かよふ以上の殊理由で沖繩住民に

認められぬ筈はない。

三 只 沖 磯 は、平 和 条 約 才 三 条 由 っ て

理 実 に は 米 國 が 施 政 権 を 行 使 し て い る か  
で あ る べ し、し っ ぽ ら 米 國 が 施 政 の 権 限 に  
屬 す る 範 疇 内 に お い て は、或 は 日 米 間 の  
外 交 上 の 問 題 と な り、請 願 者 々 々 對 象 と  
な る 事 項 と し て は 適 当 じ ない と 考 え ら れ る  
が、そ 水 は 別 途 陳 情 者 の 方 法 も 亦 有 る 訳  
で あり、そ の 限 界 を 劃 一 的 に 決 定 す る こ  
は 不 可 能 じ と思 わ れ る。し た し、そ う な る 水 は  
そ 水 は 用 語 の 問 題 に すぎ ず、本 來 請 願 権

の内容である「希望の陳述」ということは、  
兩者の何れもを採一してその目的を達  
しうると考えられる。請願と陳情として法的  
効果に格別差異ありと考へらばなかり、  
この異なる議論するものは実益はないものと  
いうべきである。

四 以上の如く、沖澤氏は何事をも、各種  
用件(法人、政黨を含む)を信託院(球球政  
府は請願の権利を有するものと解する。